

更 正 決 定

7 6 号 事 件 原 告

5 8 1 号 事 件 原 告

被 告 国

上記当事者間の当庁平成30年(ワ)第76号国家賠償請求事件及び同年(ワ)第581号国家賠償請求事件について、令和元年5月28日に言い渡した判決に明白な誤りがあるから、職権により、次のとおり決定する。

主 文

- 1 22頁の10行目に「押し進め」とあるのを「推し進め」と、
- 2 26頁の8行目及び12行目に「原告」とあるのを「原告ら」と、
それぞれ更正する。

令和元年6月24日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 中 島 基



裁判官 大 黒 淳



裁判官 川 越 裕 季





これは正本である。

令和元年6月24日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 阿部 憲雄

